議案第８号

教育委員会の所管に係る情報公開条例施行規則中改正について

教育委員会の所管に係る情報公開条例施行規則の一部を次のように改正する。

平成28年３月25日提出

横須賀市教育委員会

教育長　青　木　克　明

教育委員会の所管に係る情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会の所管に係る情報公開条例施行規則（平成13年横須賀市教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育委員会の所管に係る横須賀市情報公開条例施行規則

本則中「係る情報公開条例」を「係る横須賀市情報公開条例」に、「情報公開条例施行規則」を「横須賀市情報公開条例施行規則」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

情報公開条例の改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

横須賀市

教育委員会の所管に係る情報公開条例施行規則

横須賀市

教育委員会の所管に係る情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）の施行については、情報公開条例施行規則（平成13年横須賀市規則第74号）の例による。

横須賀市